

別表（第12条関係）

1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

（単位：1人当たり日額）

世帯区分	年齢区分	基準単価	利用者負担額	町負担額
生活保護世帯及び母子家庭・父子家庭のうち市町村民税が非課税の世帯	2歳未満の児童	10,700円	0円	10,700円
	2歳以上の児童	5,500円	0円	5,500円
市町村民税が非課税の世帯並びに母子家庭・父子家庭及び養育者家庭のうち市町村民税の課税がある世帯	2歳未満の児童	10,700円	1,100円	9,600円
	2歳以上の児童	5,500円	1,000円	4,500円
その他の世帯	2歳未満の児童	10,700円	5,350円	5,350円
	2歳以上の児童	5,500円	2,750円	2,750円

2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

（単位：1人当たり）

世帯区分	区分		基準単価	利用者負担額	町負担額
生活保護世帯及び母子家庭・父子家庭のうち市町村民税が非課税の世帯	夜間養護事業	基本分	1,500円	0円	1,500円
		宿泊分	1,500円	0円	1,500円
	休日預かり事業		2,700円	0円	2,700円
市町村民税が非課税の世帯並びに母子家庭・父子家庭及び養育者家庭のうち市町村民税の課税がある世帯	夜間養護事業	基本分	1,500円	300円	1,200円
		宿泊分	1,500円	300円	1,200円
	休日預かり事業		2,700円	350円	2,350円
その他の世帯	夜間養護事業	基本分	1,500円	750円	750円
		宿泊分	1,500円	750円	750円
	休日預かり事業		2,700円	1,350円	1,350円

備考

- 1 世帯区分については、4月から6月までの期間に利用する場合は、前年度の課税状況により認定し、7月から3月までの期間に利用する場合は、当該年度の課税状況により認定するものとする。
- 2 生活保護世帯とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている世帯をいう。
- 3 母子家庭・父子家庭とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子が現に児童を扶養している家庭をいう。
- 4 宿泊分は、基本分に加算して算定するものとする。